

水子地区地区計画の変更について

1. 変更の理由

水子地区は、平成22年11月19日の市街化区域編入にあわせ、地区計画を決定し、緑豊かな環境の保全や、街並み・景観の形成などを進め、また、小規模土地地区画整理事業を促進し、良好なまちづくりを進めています。

このような中、水子貝塚東及び谷ッ合土地地区画整理事業による整備済の道路及び整備予定の道路を地区施設として位置づけ、壁面の位置の制限を設けることにより、ゆとりある居住環境の形成を目指すため、既決定の地区施設（道路）の廃止及び追加の変更を行うものです。

2. 対象区域及び変更の内容

(1) 対象区域

別図参照

(2) 変更の内容

- ①水子貝塚東土地地区画整理事業（施行面積約3.1ha）※事業完了済
地区施設（道路）の追加 10路線（幅員5.0m 8本／幅員6.0m 2本）
- ②谷ッ合土地地区画整理事業（施行面積約2.8ha）※事業施行中
地区施設（道路）の廃止 1路線（幅員4.8m）
地区施設（道路）の追加 7路線（幅員5.0m 6本／幅員6.0m 1本）

3. 法手続き（今後の予定）

- 平成26年 12月上旬 案の縦覧告示
" 案の縦覧（～2週間）
- 平成27年 1月中旬 市都市計画審議会（諮問）
2月中旬 計画決定（変更）告示及び永久縦覧